

総務財政委員会
令和4年12月1日・2日
総務部 資料9番
所管 総務課

大田区個人情報の保護に関する法律施行条例について

1 条例制定の理由

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方公共団体に対して直接適用されることとなるため、大田区個人情報保護条例を廃止し、必要な事項を定めた大田区個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する。

2 制定概要

個人情報保護法の改正に伴い、実施機関の定義について定めるほか、開示決定等の期限等について定める。

- (1) 実施機関を、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員と定める。
- (2) 開示決定等の期限について、以下の期限以内に請求に応じるか否かを決定し、書面により通知する。
 - ア 開示請求があったとき
請求書を受領した日の翌日から起算して14日以内
 - イ 訂正請求又は利用停止請求があったとき
請求書を受領した日の翌日から起算して20日以内
 - ウ やむを得ない理由により前記ア及びイに規定する期間内に請求に対する可否を決定できないとき
請求書を受領した日の翌日から起算して開示請求は44日以内、訂正請求又は利用停止請求は50日以内に限り延長することができる。
- (3) 手数料等
 - ア 開示請求における手数料は、無料とする。
 - イ 写しの作成及び送付に要する費用は、実費を開示請求者の負担とする。
- (4) 大田区情報公開・個人情報保護審議会に諮問又は意見を求めることができる事項について定める。
- (5) 大田区個人情報保護条例を廃止する。

3 施行日

令和5年4月1日

4 制定内容

別紙「議案」のとおり

第 104 号議案

大田区個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。次条において「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(請求に対する決定等)

第 3 条 実施機関は、開示請求があったときは当該請求書を受理した日の翌日から起算して 14 日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあっては当該請求書を受理した日の翌日から起算して 20 日以内に当該請求に応じるか否かを決定し、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項、第 91 条第 3 項及び第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、これらの期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に当該請求に

対する可否を決定することができないときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して、開示請求にあつては44日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあつては50日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び請求に対する可否を決定することができる時期を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。

(期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により速やかに通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により速やかに通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対

し、次に掲げる事項を書面により速やかに通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(手数料等)

第5条 法及びこの条例の規定による保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により交付する写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の費用の額は、区長が別に定める。

(訂正・利用停止の請求)

第6条 法第90条第1項各号に掲げるもののほか、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正請求をすることができる。この場合において、同条第3項の規定は適用しない。

2 法第90条第1項各号に掲げるもののほか、何人も、自己を本人とする保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の利用停止請求をすることができる。この場合において、同条第3項の規定は適用しない。

3 第1項に規定する訂正請求又は前項に規定する利用停止請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(審議会への諮問及び意見照会)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要

であると認めるときは、大田区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第67号）第1条に規定する大田区情報公開・個人情報保護審議会（次項において「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 前項に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項について、実施機関は審議会へ意見を求めることができる。

（個人情報管理責任者の設置）

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び保護を図るため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

（実施状況の公表）

第9条 区長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の規定による実施状況を公表するものとする。

（検索資料）

第10条 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（大田区個人情報保護条例の廃止）

2 大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 次に掲げる者に係る旧条例第 3 条第 3 項又は第 13 条第 2 項の規定による職務上又はその事務に関して知り得た旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2） この条例の施行前において旧実施機関から受託した旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事していた者

4 旧条例第 10 条の 2 の規定による個人情報ファイルの保有等、旧条例第 31 条の規定による自己情報の検索資料の作成及び旧条例第 32 条の規定による実施状況の公表については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に旧条例第 18 条及び第 19 条から第 21 条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止については、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 3 号の 2 に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したとき

は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 付則第3項第2号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行前にした行為及びこの付則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法に基づく政令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。